

株式会社クワタ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月1日 ～ 令和6年3月31日まで

2. 内容

目標1：令和5年6月までに、育児休業等を取得、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような社内風土を醸成するため、教育・研修を実施する。（既存のeラーニングシステムを活用）

<対策>

- 令和4年 10月～ 教育研修内容、カリキュラムの策定
- 令和5年 1月～ 管理職に向けたeラーニング受講、教育実施
- 令和5年 3月～ 中間管理職ほか、全従業員向けにeラーニング受講、教育実施

目標2：令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和4年 10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握、情報共有
- 令和4年 12月～ 各拠点の安全衛生委員会にて所属長へ状況周知
- 令和5年 1月～ 計画的な取得に向けた管理職研修実施（eラーニング活用）
- 令和5年 4月～ 研修内容を踏まえ、管理職より有給休暇取得予定表の記載、一般職、子育て世代が有給休暇を取得しやすい環境推進。および、ゆとり休暇（最大連続5日間）、メモリアル休暇（最大2日間/年）の取得推奨を継続